

令和6年度
全国安全週間説明会
〔資料〕

第97回 全国安全週間スローガン

危険に気付くあなたの目
そして摘み取る危険の芽
みんなで築く職場の安全



佐 賀 労 働 局

佐賀労働基準監督署
唐津労働基準監督署
武雄労働基準監督署
伊万里労働基準監督署

資料目次

	(ページ)
1 令和6年度 全国安全週間実施要綱(抜粋)	1
2 佐賀県における労働災害の推移	3
3 署別・業種別労働災害発生状況(令和5年)	4
4 佐賀県内における死亡労働災害の概要	4
5 職場の安全衛生教育について	5
6 リスクアセスメント評価実施記録表(参考例)	8
7 職場での転倒災害を防止しましょう!	10
8 エイジフレンドリーガイドライン	12
9 STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン	14
10 安全衛生優良企業公表制度	15
11 荷役作業に係る規則改正について	16
12 令和6年度 技能講習・安全衛生教育等実施計画表	20
13 ストップ・ザ・交通労働災害!	22

令和6年度全国安全週間実施要綱（抜粋）

1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で97回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和5年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上之死傷災害は前年同期よりも増加しており、過去20年で最多となった令和4年を上回る見込みで、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次2年目となる令和6年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和6年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全

2 期間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 実施者

各事業場

4 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚

安全パトロールによる職場の総点検の実施

安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自

社の安全活動等の社会への発信

労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ

緊急時の措置に係る必要な訓練の実施

「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

(ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

(イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

(ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

(エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

(ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

(イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

(ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

(エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

(イ) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

(ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

(イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

- オ その他の取組
(ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
(イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
(ウ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

業種の特性に応じた労働災害防止対策

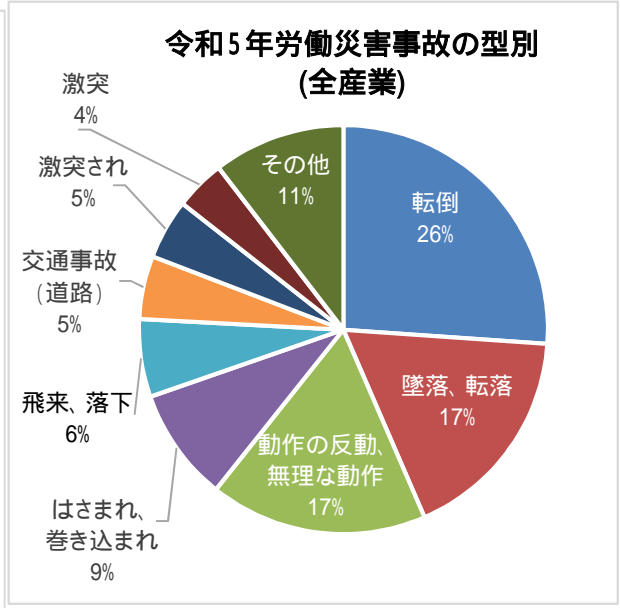
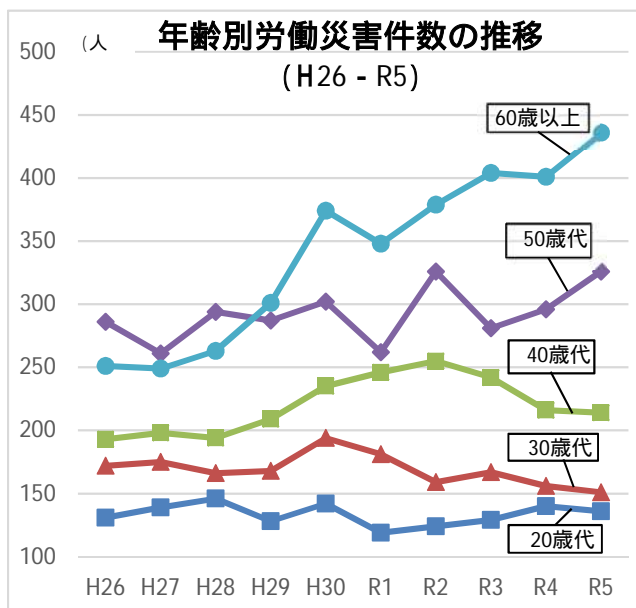
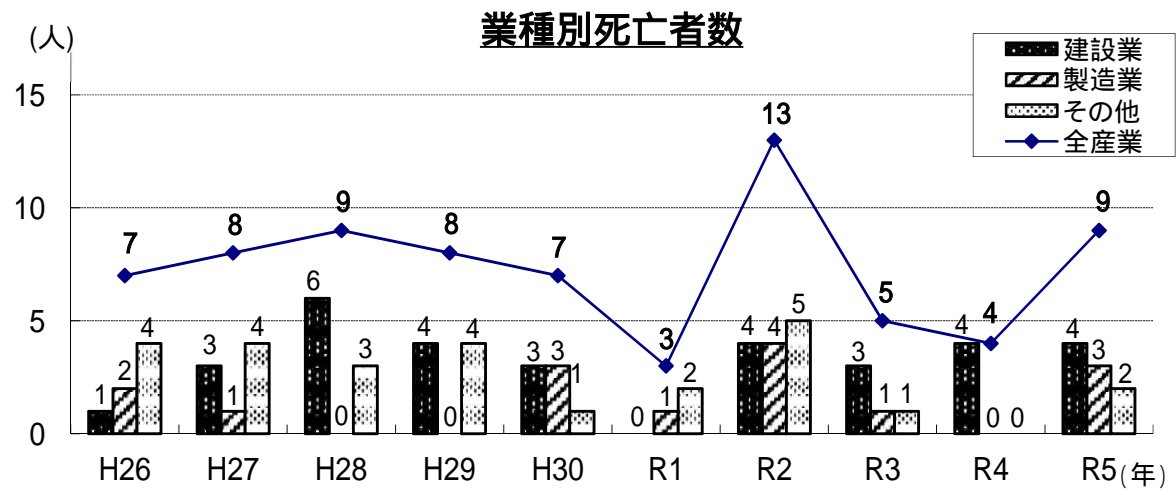
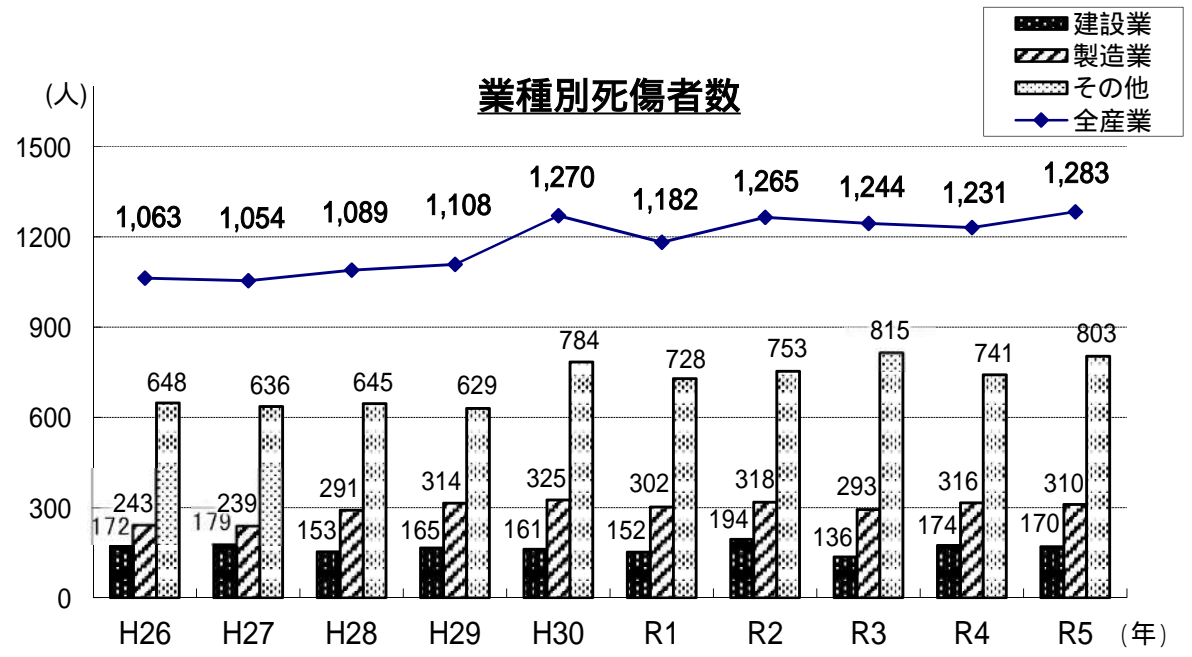
- ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
(ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
(イ) 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
(ウ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
(エ) 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
(オ) パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
- イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
(ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
(イ) 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
(ウ) 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
(エ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
(オ) トラックの逸走防止措置の実施
(カ) トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- ウ 建設業における労働災害防止対策
(ア) 一般的事項
a 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
b 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
c 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
d 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
e 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
f 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
g 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
(イ) 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
(ウ) 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
- エ 製造業における労働災害防止対策
(ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
(イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
(ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
(エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
(オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- オ 林業の労働災害防止対策
(ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
(イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- 業種横断的な労働災害防止対策
- ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
イ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
ウ 交通労働災害防止対策
エ 熱中症予防対策(STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)
オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

詳細は厚生労働省のホームページでご確認ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39684.html)

佐賀県における労働災害の推移

令和5年の県内の休業4日以上死傷者数は1,283人となっている。また、死亡者数は9人と前年に比べ5人増加となっている。(コロナウィルス感染症を除く)



資料: 労働者死傷病報告(休業4日以上)(コロナを除く)

署別・業種別労働災害発生状況(令和5年)(新型コロナウイルス感染症を除く)

(単位:人) 佐賀労働局

業種	署	佐賀		唐津		武雄		伊万里		合計		前年同期		増減数 (死傷者)	増減率 (死傷者)
		死傷者	死亡者	死傷者	死亡者	死傷者	死亡者	死傷者	死亡者	死傷者	死亡者	死傷者	死亡者		
製造業		189	2	32		41		48	1	310	3	316		-6	-1.9%
鉱業		1		1						2		3		-1	-33.3%
建設業		89	1	27	1	38	1	16	1	170	4	174	4	-4	-2.3%
運送業		138		17		14	1	20		189	1	162		27	16.7%
陸上貨物運送事業		129		15		14	1	16		174	1	150		24	16.0%
農業・畜産・水産業		14		9		2				25		25			
林業		6		2		2		1		11		9		2	22.2%
第三次産業		350		70		114	1	42		576	1	542		34	6.3%
商業		123		22		36	1	17		198	1	183		15	8.2%
うち小売業		69		17		25	1	12		123	1	130		-7	-5.4%
保健衛生業		107		19		47		12		185		174		11	6.3%
うち社会福祉施設		74		14		34		10		132		115		17	14.8%
接客娯楽業		40		13		14		6		73		74		-1	-1.4%
うち飲食店		27		6		3		5		41		39		2	5.1%
合計		787	3	158	1	211	3	127	2	1,283	9	1,231	4	52	4.2%

前年同期	735	3	144		222	1	130		1,231	4
増減数	52		14	1	-11	2	-3		52	5
増減率	7.1%		9.7%		-5.0%		-2.3%		4.2%	

(注)労働者死傷病報告(休業4日以上)による。死亡者数は内数。

佐賀県内における死亡労働災害の概要

【令和6年】

令和6年3月末現在

番号	業種	管轄署	発生日	時間	性別	年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	製造業	伊万里	1月	14時台	男	70歳代	はさまれ、巻き込まれ	その他の金属加工用機械	被災者は、工場内の鋼板を切断する機械のコンベア操作盤付近の床面にうつ伏せの状態で見えられ、その後死亡が確認された。発見時の状況から、機械の付属部材と当該機械近くの構造物に挟まれたものと推測される。
2	製造業	佐賀	1月	13時台	男	40歳代	交通事故(道路)	トラック	国道バイパス道路において、被災者が運転する軽トラックが中央線をはみ出し、対向車線の中型トラックと正面衝突した。被災者は帰社途中であり、軽トラックに同乗者はいなかった。
3	建設業	伊万里	2月	13時台	男	60歳代	墜落・転落	解体用機械	建物解体工事において、被災者は建屋2階にて解体用つかみ機を運転して、解体材が入ったフレコンバッグの吊り輪を掴み、旋回したところ、解体用つかみ機のバランスが崩れ、機体から投げ出され1階に墜落し、落下してきた解体用つかみ機の下敷きとなったもの。

【令和5年】


番号	業種	管轄署	発生日	時間	性別	年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	建設業	伊万里	3月	3時台	男	60歳代	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	道路工事のため片側交通規制を行っていた片側一車線の道路において、道路工事作業が終了したため、被災者はクッションドラム等の交通規制用具等を工事規制車両(トラック)に載せる作業を行っていたところ、被災者の後方から、交通誘導員の誘導を無視して現場内に進入した乗用車に衝突された。
2	製造業	伊万里	3月	16時台	男	50歳代	はさまれ、巻き込まれ	旋盤	被災者は、立旋盤を使用して、一人で金属部材の加工作業を行っていたが、その後、可動する立旋盤の構造部材と立旋盤と一体となった点検用足場の間に首を挟まれた状態で発見され、その後死亡が確認された。
3	建設業	唐津	5月	10時台	男	70歳代	転倒	整地、運搬・積み込み用機械	山間部道路の災害復旧工事現場において、ドラグショベルを使用してダンプトラックに積まれた土砂が入ったフレコンバッグを荷台から降ろす作業中、フレコンバッグを吊り上げ、旋回していたところ、ドラグショベルが横転し、道路の路肩から転落した。ドラグショベルを運転していた被災者は、地面とドラグショベルにはさまれ被災した。
4	製造業	佐賀	6月	2時台	男	50歳代	有害物等との接触	有害物	塗料を製造する攪拌槽(容量700リットル)内において、被災者は攪拌羽根にひっかかった状態で発見され、その後死亡が確認された。(有機溶剤中毒)
5	建設業	武雄	8月	14時台	男	60歳代	はさまれ、巻き込まれ	整地、運搬・積み込み用機械	事業場の工場敷地内において、一人でトラクター・ショベルを運転してダンプトラックへの砂の積み込み作業を行っていた被災者が、ダンプトラックの助手席のドアとトラクター・ショベルの左後方ボンネットとの間に腹部が挟まれた状態で発見され、その後死亡が確認された。
6	建設業	佐賀	9月	10時台	男	50歳代	おぼれ	水	被災者が一人で肩掛式刈払機を使用して、法面勾配34度の農用水路付近の除草作業を行っていたが、その後被災者が見当たらなくなったため捜索したところ、水路内でうつぶせの状態で見つかった被災者が発見され、その場で死亡が確認された。刈払機は被災者の肩に掛けられた状態であった。後日、死因は溺死と判明した。
7	製造業	佐賀	9月	13時台	男	60歳代	激突され	フォークリフト	事業場敷地内において、荷受け作業中、被災者は搬入トラックからフォークリフトに積荷を移す作業の補助を行っていたが、その後、受付伝票を事務所まで渡す所まで歩いていた被災者が、歩いている途中、方向転換し後退してきたフォークリフトにはねられてひかれた。
8	商業	武雄	11月	3時台	男	70歳代	墜落・転落	道路	一人で新聞配達を行っていた被災者が、道路と配達予定先である民家の間の地面で倒れ、死亡している状態で発見されたもの。付近に被災者が使用していた自動車が発見されており、状況から道路の端から墜落したものと推測される。
9	運輸交通業	武雄	12月	14時台	男	60歳代	墜落・転落	トラック	配達先事業場敷地内において、4トンダンプトラックの運転手である被災者は当該ダンプトラックの荷台上で作業を行っていたが、被災者が荷台上で寝た状態で、被災者の脚部が当該ダンプトラックのリア側のおおりに接触し、そのまま後ろ向きに約1.1メートル下の地面に墜落した。被災者は保護帽を着用していなかった。

職場の安全衛生教育を実施しましょう！

労働安全衛生法では労働者を雇入れ又は作業内容を変更したときは、「雇入れ時等教育」の実施が事業者に義務付けられていますが、近年、事業場において人手不足等を理由に未熟練労働者（未経験・経験の浅い労働者）や非正規雇用労働者（パート・アルバイト・契約社員・派遣社員等）へ十分な雇入れ時等教育を行わなかったために、従事する業務に対して労働災害を防止するための知識が不足していたり労働者自身の安全衛生意識が不十分であることなどの要因による労働災害が多発しており、佐賀県内においても昨年（令和5年）の労働災害のうち、経験1年以下の被災者が約3割を占めています。




また、職場で作業中の労働者を直接指揮・監督する職長等は労働災害を防止する上で重要な役割を果たすため、労働安全衛生法では「職長等の教育」の実施が義務付けられていますが、この教育を受けないまま現場を任されている職長等もみられます。

未熟練労働者・非正規雇用労働者及び職場で作業中の労働者を直接指揮・監督する職長等が労働災害を防止するために必要な知識、技能、管理といった能力を高めるためにも「雇入れ時等教育」と「職長等の教育」を確実に実施することが大切です。

雇入れ時等教育 (労働安全衛生法第59条、同規則第35条)	職長等の教育 (労働安全衛生法第60条、同規則第40条)												
<p>事業者は、労働者を雇入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、遅滞なく、当該労働者に対してその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。</p> 	<p>事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。</p>												
<p>教育事項</p> <p>機械等、原材料等の危険性・有害性・取扱方法 安全装置、有害物抑制装置・保護具の性能・取扱方法 作業手順 作業開始時の点検 業務に関して発生するおそれのある疾病の原因・予防 整理、整頓・清潔の保持 事故時等における応急措置・退避 その他 業務に関する安全・衛生のために必要な事項</p> <p>「正規雇用」「非正規雇用」の区別なく全ての労働者、全ての業種が対象です。</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">教育事項</th> <th style="text-align: center;">時間(H)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業手順の定め方 労働者の適正な配置の方法</td> <td style="text-align: center;">2.0</td> </tr> <tr> <td>指導及び教育の方法 作業中における監督及び指示の方法</td> <td style="text-align: center;">2.5</td> </tr> <tr> <td>危険性又は有害性等の調査の方法 の調査結果に基づき講ずる措置 設備、作業等の具体的な改善の方法</td> <td style="text-align: center;">4.0</td> </tr> <tr> <td>異常時における措置 災害発生時における措置</td> <td style="text-align: center;">1.5</td> </tr> <tr> <td>作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法</td> <td style="text-align: center;">2.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>建設業、製造業（一部除く）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業は、必ず実施しなければならない業種です。</p> <p><small>一部除かれる製造業は次のとおり たばこ製造業、繊維工業（紡績業、染色整理業を除く）、衣服その他の繊維製品製造業、紙加工品製造業（セロファン製造業を除く）</small></p>	教育事項	時間(H)	作業手順の定め方 労働者の適正な配置の方法	2.0	指導及び教育の方法 作業中における監督及び指示の方法	2.5	危険性又は有害性等の調査の方法 の調査結果に基づき講ずる措置 設備、作業等の具体的な改善の方法	4.0	異常時における措置 災害発生時における措置	1.5	作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2.0
教育事項	時間(H)												
作業手順の定め方 労働者の適正な配置の方法	2.0												
指導及び教育の方法 作業中における監督及び指示の方法	2.5												
危険性又は有害性等の調査の方法 の調査結果に基づき講ずる措置 設備、作業等の具体的な改善の方法	4.0												
異常時における措置 災害発生時における措置	1.5												
作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2.0												

外国人労働者・未熟練労働者向け安全衛生教育教材

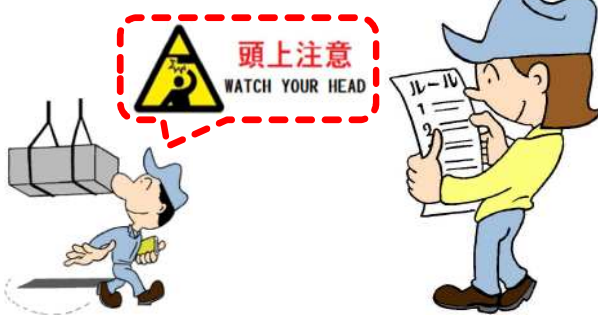
を労働災害防止にご活用ください 最大14言語・幅広い業種等に対応しました

マンガ・ 動画教材	<p>初めて安全衛生を学ぶ方にも理解できるよう、業種共通と業種・作業別の視覚教材（マンガ・動画教材）を作成しています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>教材は こちらから</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>動画教材(YouTube)の チャンネル登録はこちら から</p>  </div> </div>
未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル	<p>未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険を把握・察知する能力が身につけていません。労働災害を防止するには、雇入れ時や作業内容が変わる時点などでの安全衛生教育が重要です。これらの安全衛生教育に役立つよう、業種別（製造業、陸上貨物運送事業、商業など）の教材を作成しています。</p> <div style="text-align: right;"> <p>教材はこちらから</p>  </div>

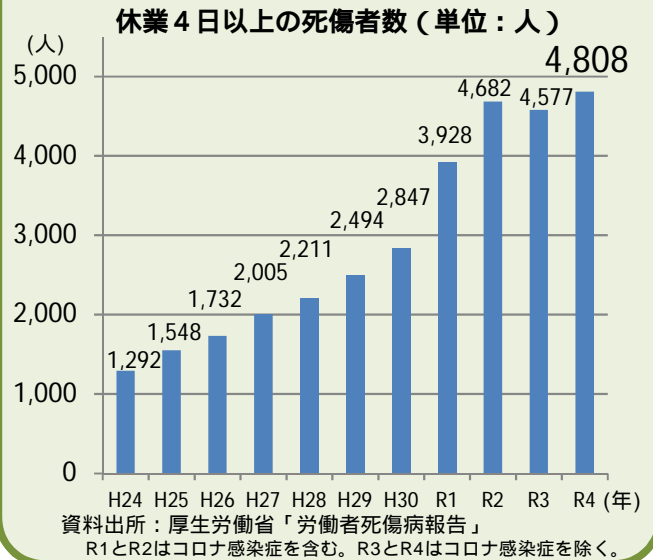
外国人労働者に対する安全衛生教育には、 適切な配慮をお願いします。

近年、外国人労働者の増加に伴い外国人の労働災害も増加傾向にあり、ここ数年では毎年4,000件を超え、10年間で約4倍となり大幅に増加しています。

外国人労働者は一般的に、日本の労働慣行や日本語に習熟していません。外国人に安全衛生教育を実施する際などには、適切な工夫を施して、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらいましょう。



外国人労働者の労働災害発生状況の推移



外国人労働者のための

安全衛生教育等自主点検表



1	安全衛生教育の実施	安全衛生教育を実施していますか。 (雇入れ時又は作業内容を変更した時など)	<input type="checkbox"/>
2	作業手順の理解	母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させていますか。	<input type="checkbox"/>
3	指示・合図の理解	労働災害防止のための指示等を理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	<input type="checkbox"/>
4	標識・掲示の理解	労働災害防止のための標識、掲示等について、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	<input type="checkbox"/>
5	免許・資格の所持	免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格のままに従事させていませんか。	<input type="checkbox"/>

！労働災害が発生してしまったときは...

労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

(報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。)

<資料の入手はこちらから>

外国人労働者の安全衛生対策(言語ごとの視聴覚教材もあります。)

厚生労働省では、引き続き外国語資料を作成していきます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>



安全衛生教育等に利用できる 労働災害事例、各種教材・ツールのご案内

厚生労働省では労働安全衛生関係の各種情報等を「職場のあんぜんサイト」から発信しています。

「職場のあんぜんサイト」には安全衛生教育等に利用することができる労働災害事例や各種教材・ツールがあり、無料で利用することができますので是非ご活用ください。

職場のあんぜんサイト 検索 [【http://anzeninfo.mhlw.go.jp/】](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/)



ここをクリックすると「労働災害事例集」や「ヒヤリ・ハット事例」、「機械災害データベース」等が利用できます。

ここをクリックすると労働安全衛生教育に使える資料や動画が利用できます。



リスクアセスメント 評価実施記録表

(作業手順を基にしたリスクアセスメントの参考例)

参考



リスクアセスメント実施支援システム [https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html]

リスクアセスメント等関連資料・教材一覧

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzensei14/] (厚生労働省HPより)



リスクアセスメント実施年月日 令和 6年 6月 3日

評価者 安全一部、厚生光代、労働太郎

部署名 加工1係

リスクを洗い出した作業 スライス機でのハムのスライス作業

作業手順	危険要因の内容	危険要因の洗い出し		リスク評価		リスク低減対策	対策後のリスク見積り (予測)		改善にあり考慮すべき事項	優先順位
		危険要因の部位	危険要因(リスク)	リスク評価 (現状)	可能性 重大性		リスク評価 (予測)	可能性 重大性		
1 スライス用のハムが入っている箱(重さ15kg)の運搬	6 ハムが入っている箱(重さ15kg)		箱を台の上まで持ち上げるとき、膝を曲げずに箱を持ち上げたので、腰を痛めて腰痛になる	3		重量物の正しい持ち上げ方や降ろし方を作業者に教える	2			
2 スライス加工するハムの袋をナイフで開ける	7 ナイフ		ナイフでハムの袋を開けると、急いで袋を切ろうとしたので、ナイフで手を切る	2		袋の開封専用のカッターを使う	1		ナイフの使用を禁止する	
3 スライス機でハムをスライス加工する	1 スライス機		ハムをスライス加工するとき、ハムを手で押してスライス加工していたので、回転中の刃に指が接触する	4	×	ハムをスライスする時は安全装置を付ける(ハム送り装置を使用している時のみ刃が回転するようにする)	2		手でハムを押す作業方法を禁止する	1
4 スライス機の刃の近くに付着したハムを取る	1 スライス機		ハムの切れカスを取るとき、刃の回転を止めないまま手で取ろうとしたので、回転中の刃に指が接触する	4	×	スライス機の安全使用マニュアルを作成する 刃の回転を停止させてからハムの切れカスを取る カス取り用の専用治具を使用する	3		リスク低減対策のマニュアルに記載する 安全使用マニュアルに記載する スライス機に専用治具を備え付ける	2

危険要因の内容	記号
挟まれ、巻き込まれ	1
墜落、転落	2
感電	3
高温物、爆発、ガス	4
車両	5
重量物	6
切断	7
その他	8

可能性ランク	記号
かなり起こる(6ヶ月に1回程度)	×
たまに起こる(年に1回程度)	
ほとんど起こらない(5年に1回程度)	

重大性ランク	記号
きわめて重大(死亡・障害)	×
重大(休業災害)	
軽微(不休災害)	

リスクの見積り	リスクレベル
× ×	5
×、×	4
×、×、×	3
、	2
	1

リスク評価	リスクへの対応
非常に危険	機械や設備の改善、作業方法の変更を直ちに行う
かなり危険	機械や設備の改善、作業方法の変更を速やかに行う
危険	機械や設備の改善を計画的に行う
やや危険	当面は改善の必要はないが、リスクの管理を継続して行う
許容可能	安全教育のみで、特段の措置は必要ない

リスクアセスメント評価実施記録表

〔パトロール指摘やヒヤリ・ハット報告、危険予知活動を基にしたリスクアセスメントの参考例〕

1. 整理番号	2. リスクアセスメント実施日	3. 評価者				
56	令和 6年 6月 3日	安全一郎、厚生光代、労働太郎				
4. 部署名・機械名		5. リスクを洗い出した作業				
素材加工 2 係・大型油圧プレス		大型油圧プレスの月例点検				
6. 危険要因の洗い出し						
(1) 作業名		(2) 危険要因の内容				
ハシゴを使った高所の点検整備作業		ハシゴからの墜落				
(3) 災害に至るプロセス ～するとき、～したので、～になる。		(4) 危険要因の内容	【図、写真】			
大型油圧プレスにハシゴを立てかけ、ハシゴの上（高さ約 2.5 m）の上でプレス上部の点検作業を 1 人で行っていたとき、右手を伸ばして油圧配管バルブの開閉操作を行っていたので、上半身がハシゴからはみ出してしまい、ハシゴが右側に倒れ、ハシゴと一緒に墜落する。		[1] 挟まれ、巻き込まれ				
		[2] 墜落、転落				
		[3] 感電				
		[4] 高温物、爆発、ガス				
		[5] 車両				
		[6] 重量物				
		[7] 切断				
		[8] その他				
7. リスクの見積もり（現状）		8. リスクの評価（現状）				
可能性： x	重大性：	リスクレベル： 4				
9. リスク低減対策	内容	10. 対策後のリスク見積り（予測）		11. 対策後のリスク評価（予測）	優先順位	
		可能性	重大性			
	1	高所作業台（手すり中さん付き）を大型プレスに設置する。（又は、手すり付き脚立や可搬式作業台（手すり付き）を使用する。）			1	
	2	ハシゴの転移を防止するため、ハシゴの上部をヒモ等で固定する。固定できないときは同僚にハシゴを支えてもらう。ハシゴから身を乗り出さない。			2	
	3	高所作業（高さ 2m 以上）を行う際は、作業開始前にハーネスや安全帯のフックを腰の位置より高い場所の固定物や親綱に掛ける。	x		3	
	4	ハシゴを安全に使用するための「ハシゴ安全使用基準」を作成し、関係者に周知する。			3	
5						
12. 改善にあたり考慮すべき事項		13. 残留リスクに対する対応				
<ul style="list-style-type: none"> ハシゴを安全に使用するルールを明確化する。 ハシゴを使った 1 人作業は原則禁止とする。 		<ul style="list-style-type: none"> 高所作業（高さ 2m 以上）には墜落のリスクが残留するので、必ず何らかの墜落防止対策を講じた上で作業を行う。 班長等の責任者は高所作業の墜落防止対策が有効に行われているかチェックを適時行う。 				

災害の可能性

可能性ランク	記号
かなり起こる（6ヶ月に1回程度）	x
たまに起こる（年に1回程度）	
ほとんど起こらない（5年に1回程度）	

災害の重大性

重大性ランク	記号
極めて重大（死亡・障害）	x
重大（休業災害）	
軽微（不休災害）	

リスクレベル

リスクの見積り	リスクレベル
x x	5
x 、 x	4
x、x、	3
、	2
	1

リスクへの対応

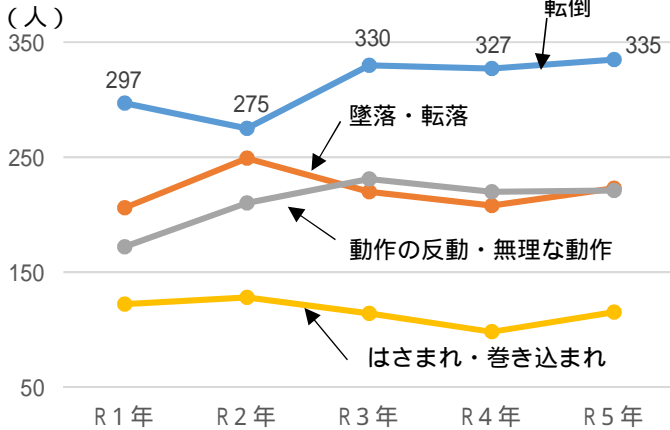
リスクレベル	リスク評価	リスクへの対応
5	非常に危険	直ちに機械や設備の改善、作業方法の変更を行う
4	かなり危険	速やかに機械や設備の改善、作業方法の変更を行う
3	危険	計画的に機械や設備の改善、作業方法の変更を行う
2	やや危険	当面は改善の必要はないが、リスクの管理を継続して行う
1	許容可能	安全教育のみで特段の措置は必要ない

職場での転倒災害を防止しましょう！

休業4日以上の労働災害のうち、転倒で被災した方が最も多い状況です。特に高齢者が転倒した場合は重症化する割合が高くなっています。

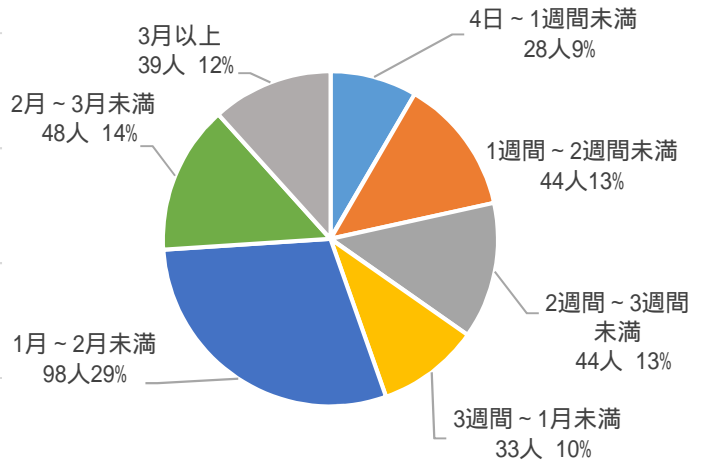
転倒災害が最も多く発生！

【事故の型別労働災害発生状況】



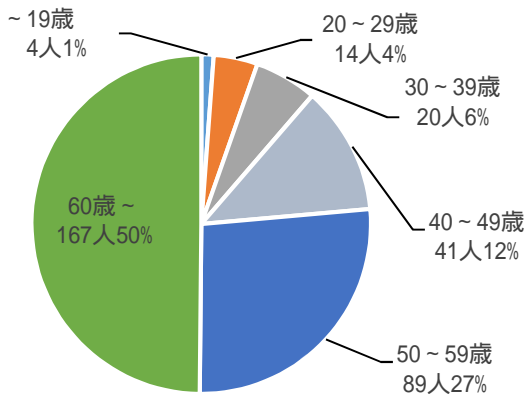
転倒災害は重症化しやすい！

【転倒災害の休業見込 令和5年】



50歳以上が3 / 4！

【転倒災害の被災者年齢構成 令和5年】



転倒災害の主な原因

転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

<p>滑り</p> <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床が滑りやすい素材である。 床に水や油が飛散している。 ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 	<p>つまずき</p> <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床の凹凸や段差がある。 床に荷物や商品などが放置されている。 	<p>踏み外し</p> <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。
--	--	--

① 作業場所の整理整頓
② 作業場所の清掃
③ 毎日の運動

転倒予防・腰痛予防の取組資料

転倒災害対策リーフレット動画等






身体機能チェック（ロコチェック）




転倒災害防止対策のポイント

転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

4 S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法 「あせらない 急ぐときほど 落ち着いて」	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> 歩行場所に物を放置しない 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く 床面の凹凸、段差などの解消 	<ul style="list-style-type: none"> 時間に余裕を持って行動 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 足元が見えにくい状態で作業しない 	<ul style="list-style-type: none"> 作業に適した靴の着用 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起 

< 転倒しないための靴選びのポイント >

サイズ	小さすぎても大きすぎても踏ん張りがきかずバランスを崩しやすくなります。	
屈曲性	屈曲性が悪いとすり足になりやすく、つまづきの原因になります。	
重量	重すぎると足が上がりにくくなり、つまづきの原因になります。	
重量バランス（前後）	つま先方向に重量が偏っていると、歩行時につま先が下がり、つまづきの原因になります。	
つま先部の高さ	つま先の高さが低いと、ちょっとした段差にも、つまづきやすくなります。	
靴底と床の耐滑性のバランス	作業場所や内容に合った耐滑性であることが重要です。例えば、滑りにくい床に滑りにくい靴底では摩擦が強くなりすぎてつまづきの原因になります。	

厚生労働省では、SAFEコンソーシアムを設立し、転倒・腰痛等の労働災害の増加に歯止めをかけるべく、企業・団体等で実施されている安全活動の取組み事例、労働災害防止シンポジウムの開催、優良事例の表彰等を公開していますのでSAFEコンソーシアムへの加盟をご検討ください。

SAFEコンソーシアムとは、従業員の幸せのための安全アクション(Safer Action For Employees)を共通の目的とした組織(コンソーシアム)。

厚生労働省 従業員のための安全アクション SAFE Safer Action for Employees

SAFE コンソーシアムポータルサイト

SAFEとは?	コンソーシアム	シンポジウム	アワード	現場視察	転倒予防川柳	動画
---------	---------	--------	------	------	--------	----



SAFE
Safer Action for Employees

コンソーシアムについて
知りたい・加盟したい方へ

加盟メンバー検索

2/9 結果発表

SAFEアワード

受賞事例はこちら

転倒予防川柳

2023年度の結果はこちら

詳細はこちら

SAFE コンソーシアム
ポータルサイト
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



加盟はこちらから
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/sc/consortium>



SAFE コンソーシアム
X @safe_mhlw
https://twitter.com/safe_mhlw



エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

このガイドラインは、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高年齢労働者の健康づくりを推進するために、高年齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すものです。

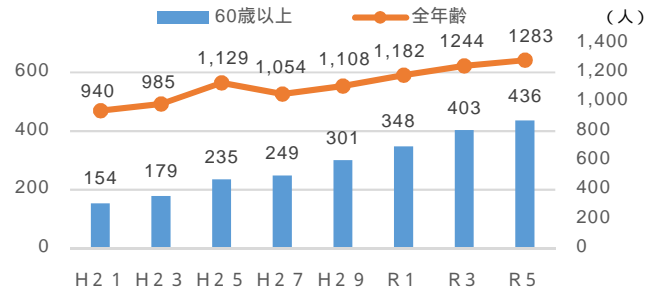
請負の形式による契約により業務を行う者についても参考にすることを期待

背景・現状

- 労働災害による休業4日以上の死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。(令和5年は34.0%)

<佐賀県における全年齢と60歳以上の労働災害の推移>

資料：労働者死傷病報告(休業4日以上) 新型コロナウイルス感染症除く

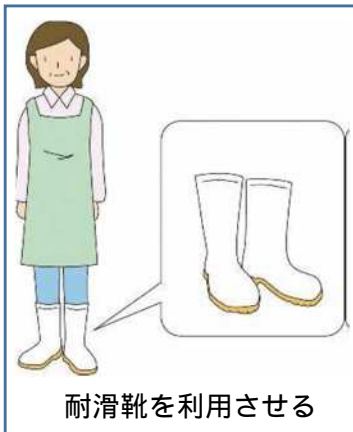
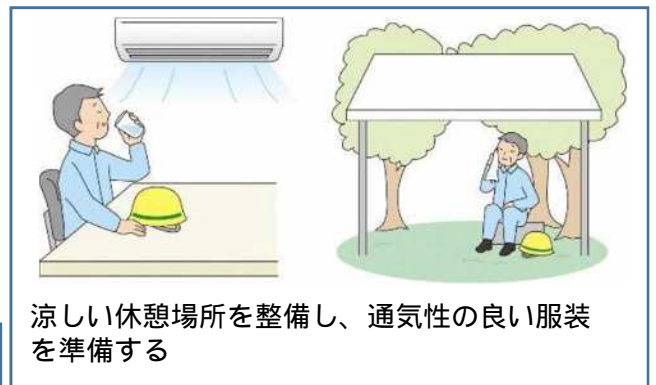
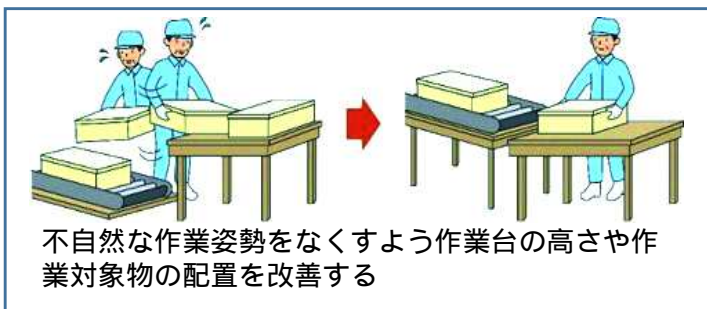
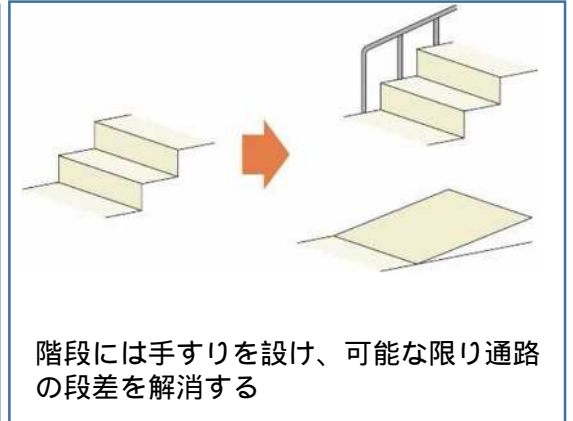


1. 事業者求められる取組

(1) 職場環境の改善(身体機能の低下を補う設備・装置の導入)

高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を行います

↓対策の例↓



(2) 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

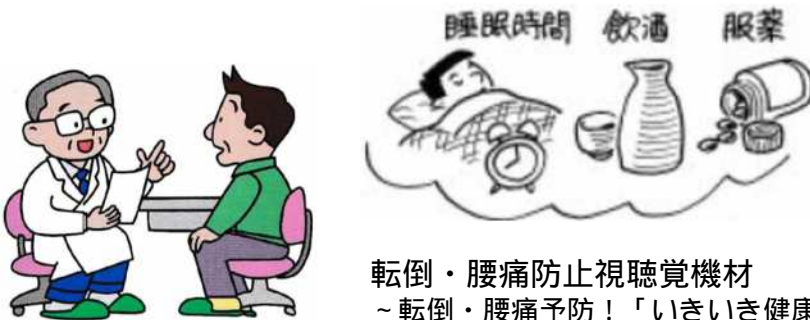
健康状況の把握

- ・健康診断の確実な実施
- ・職場で行う法定の健診の対象とならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにする
- 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
- ・個々の高年齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置
- ・健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に併せた業務を提供
- ・心身両面にわたる健康保持増進措置の活動 ロコモティブシンドローム

(3) 安全衛生教育

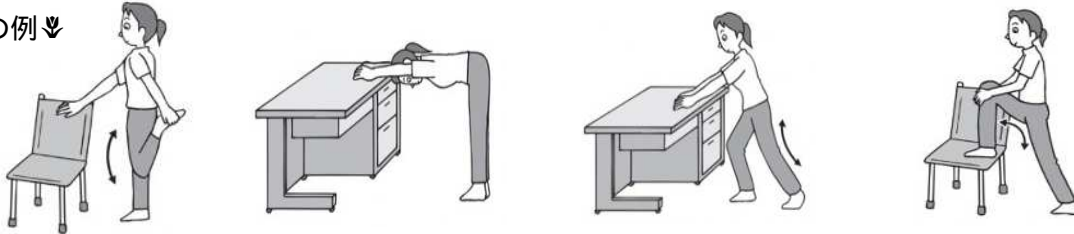
高年齢労働者に対する教育

- ・作業内容とリスクを理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等を中心とした情報を活用する
- ・再雇用等により経験のない業種、業務に従事する場合は特に丁寧な教育訓練を行う
- 管理監督者等に対する教育
- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行う



労働者に求められる取り組み：事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。

↓対策の例↓



ストレッチの例：「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

国・関係団体等による支援の活用

- (1) 中小企業や第三次産業における高年齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
- (2) 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- (3) エイジフレンドリー補助金等の活用
- (4) 社会的評価を高める仕組みの活用（安全衛生優良企業公表制度、あんぜんプロジェクト等）
- (5) 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用

好事例を参考にしましょう

取り組み事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

厚生労働省ホームページ

(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

中央労働災害防止協会ホームページ

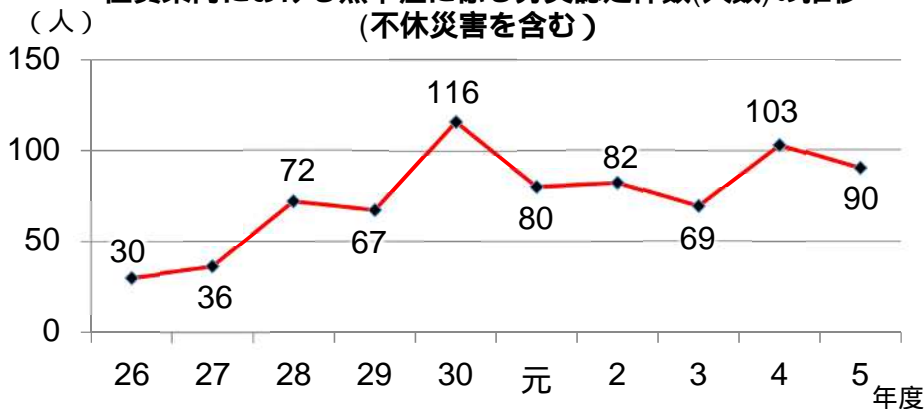
<https://www.jisha.or.jp/age-friendly/>



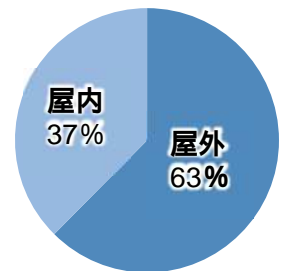
STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

佐賀県内における熱中症に係る労災認定件数(人数)の推移
(不休災害を含む)



屋内・屋外別発生状況
(過去5年度分)



キャンペーン期間(5月~9月)にすべきこと

暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
服装	準備期間に検討した服装を着用
作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行させる等を考慮)
プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえて配慮 糖尿病、 高血圧症、 心疾患、 腎不全、 精神・神経関係の疾患、 広範囲の皮膚疾患、 感冒、 下痢
日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、パディを組ませる等、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)などを措置 全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 一人きりにしない

安全衛生優良企業は労働者の安全や健康を守る企業の証です!!

安全衛生優良企業とは？

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。

この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。

基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。

認定の
メリット

厚生労働省のホームページで企業名が公表されます!
安全衛生優良企業マークを名刺や商品に使用できます!



労働者にとっても、企業にとっても、求職者にとっても、
最適な労働環境を目指して認定を受けませんか？
詳細は、右のQRコードからホームページをご覧ください！



トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

改正のあらまし

1

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。



● 昇降設備について（安衛則第 151 条の 67 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、2 トン以上 5 トン未満のものが追加されます。

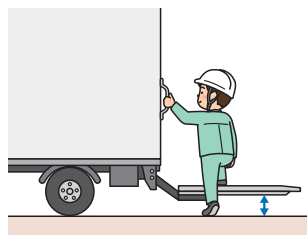
「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

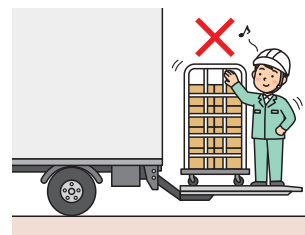
	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ 1.5m を超える箇所で作業を行うときは、安衛則第 526 条第 1 項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

● 保護帽について（安衛則第 151 条の 74 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- ② 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
墜落による危険を 防止するための 保護帽の着用	△	● (上記①②) △ (上記以外)	○	高さ 2m 以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1
施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作^{*}の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャストーストッパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2 時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5 時間
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		2 時間

【一部省略できる者】

- ① 施行の日時点において6月以上の業務従事歴を有する者は以下の時間とすることができます。
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 45分以上で可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略不可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 1時間以上で可
- ② 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく教育を実施した者は以下のとおり省略できます。
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可
- ③ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会による「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を受講した者は以下のとおり省略できます。
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可

※その他詳細については最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

R5.10.1
施行

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。

厚生労働省では、陸上貨物運送事業における労働災害を防止するため、以下のガイドラインを公表しております。

法令に定める事項のほか同ガイドラインに定める措置についても積極的な取組を進めていただきますようお願いいたします。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、**荷役作業場所における安全の確保等**、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したものの。



▲詳細はこちらをご覧ください

交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、**安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等**、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したものの。



▲詳細はこちらをご覧ください

●令和6年(2024年)4月からトラック運転者の改善基準告示を改正!



▲詳細はこちらをご覧ください

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへ

●長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させない**よう努めましょう。

取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる

詳細はこちらをご覧ください▶

「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会(2019/08)



改正安衛則の本文や施行通達など、詳しい内容につきましては、厚生労働省ホームページからご覧いただけます。

ご不明点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

■労働基準監督署一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html

労基署 所在案内 検索



令和6年度技能講習・安全衛生教育等実施計画表

実施期間 月	(一社)佐賀県労働基準協会 〒845-0031 小城市三日町堀江1721 TEL 0962-37-8277 FAX 0962-37-8278	建設労働災害防止協会 佐賀県支部 〒840-0041 佐賀市内2-2-37 TEL 0962-26-2779 FAX 0962-26-2789	陸上貨物運送労働災害 防止協会 佐賀県支部 〒849-0921 佐賀市高木瀬西3-1-20 TEL 0962-30-3456 FAX 0962-31-8441	林業、木材製造労働災害防止協会 佐賀県支部 〒840-0027 佐賀市本庄町本庄278-4 TEL 0962-23-6181 FAX 0962-29-2187	(一社)日本ボイラ協会 福岡支部 〒812-0013 福岡市博多区紙屋町1-2811 吉こ博多ビル4階 TEL 092-710-5225 FAX 092-710-7703	佐賀県石材工業協同組合 〒840-0041 佐賀市内2-2-37 TEL 0962-23-2202 FAX 0962-29-2376	佐賀県建設労働組合連合会 〒849-0936 佐賀市鍋島町森田469-1 TEL 0962-30-8121 FAX 0962-30-8123	(公社)建設後援車両安全 技術協会 佐賀県支部 〒849-1301 鹿島市常広139-2 TEL 0964-62-8315 FAX 0964-62-8388	キャピラール九州(株) 佐賀教育センター 〒849-0202 佐賀市久保田町大久富2944 TEL 0952-68-2133 FAX 0952-68-2135	(有)富士自動車学校 〒840-0514 佐賀市富士町内野442-4 TEL 0962-61-0150 FAX 0962-63-0088	日本機械教育所(株) 〒648-0072 和歌山県橋本市東家6丁目5-22 TEL 0736-33-2830 FAX 0736-33-2829	朝ハウジングエージェンシー 〒160-0023 東京都新宿区西新宿7丁目16番6号 TEL 03-3361-4076 FAX 03-3361-2852		
4	玉掛け技能講習 床上操作式クレーン運転技能講習 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 石綿作業主任者技能講習 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習 テールゲートリフター操作業務 化学物質管理者養成講習 職長・安全衛生責任者教育 新入社員安全衛生教育	小型車両系建設機械運転特別教育 フルハーネス型特別教育 車両系建設機械(整地等)運転技能講習 職長・安全衛生責任者教育 小型移動式クレーン運転技能講習 足場の組立て等特別教育 刈払機取扱い作業者安全教育 建設業等における作業者のための熱中症予防教育 熱中症予防指導員研修 小型車両系建設機械(整地等)運転特別教育	<技能講習> 実施月日: 4月 フォークリフト運転技能講習 (佐賀・伊万里) <技能講習> 実施月日: 5月 フォークリフト運転技能講習 (佐賀・伊万里・武雄) テールゲートリフター特別教育(佐賀)	刈払機取扱い作業者安全教育講習 伐木等業務の特別教育講習					<技能講習> 車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)運転技能講習 車両系建設機械(解体用)運転技能講習 不整地運搬車運転技能講習 玉掛け技能講習 小型移動式クレーン運転技能講習 高所作業車運転技能講習 フォークリフト運転技能講習 (毎月実施) ガス溶接技能講習 (5月、7月、8月) 地山の掘削及び止めの支保工作業主任者技能講習 (5月、6月、7月、9月) 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 (5月、6月、8月) 足場の組立て等作業主任者技能講習 (4月、7月、9月) 建築物の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習 (4月、7月、8月) コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習 (4月、5月、8月) 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習 (6月、9月) はい作業主任者技能講習 (6月、9月)	[毎月実施] <技能講習> フォークリフト運転技能講習 小型移動式クレーン運転技能講習 [9、1、3月実施] 玉掛け技能講習	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)運転技能講習 車両系建設機械(解体用)運転技能講習 玉掛け技能講習	石綿作業主任者技能講習		
5	玉掛け技能講習 床上操作式クレーン運転技能講習 高所作業車運転技能講習 有機溶剤作業主任者技能講習 アーク溶接等業務(学科)特別教育 フルハーネス型墜落制止器具特別教育 安全衛生推進者養成講習教育 安全管理者選任時研修 保護具着用管理責任者 職長・安全衛生責任者教育	高所作業車運転技能講習 玉掛け技能講習 テールゲートリフター特別教育 丸のこ等取扱い作業従事者教育 不整地運搬車運転技能講習	<技能講習> 実施月日: 6月 フォークリフト運転技能講習 (佐賀・伊万里・唐津) 小型移動式クレーン運転技能講習 (佐賀) <技能講習> 実施月日: 7月 フォークリフト運転技能講習 (佐賀・伊万里・武雄) はい作業主任者技能講習(佐賀) <技能講習> 実施月日: 8月 フォークリフト運転技能講習 (佐賀 運転免許なし含む) フォークリフト運転技能講習 (伊万里・唐津)	刈払機取扱い作業者安全教育講習 伐木等業務の特別教育講習				特定自主検査者資格取得研修: フォークリフト(対象: 検査員) 特定自主検査者資格取得研修: 締固め機械(対象: 事業内検査者)						
6	玉掛け技能講習 床上操作式クレーン運転技能講習 小型移動式クレーン運転技能講習 特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習 石綿作業主任者技能講習 研削といし取替業務(自由研削用)特別教育 低圧電気取扱い業務(学科)特別教育 化学物質管理者養成講習 職長・安全衛生責任者教育	小型移動式クレーン運転技能講習 職長・安全衛生責任者能力向上教育 フルハーネス型特別教育 地山掘削・止め支保工作業主任者技能講習 低圧電気取扱い業務特別教育 刈払機取扱い作業者安全教育 足場の組立て等作業主任者技能講習 締固め用機械(ローラー)運転特別教育	<技能講習> 実施月日: 9月 フォークリフト運転技能講習 (佐賀・伊万里・武雄) テールゲートリフター特別教育(佐賀)	刈払機取扱い作業者安全教育講習 伐木等業務の特別教育講習				特定自主検査者資格取得研修: フォークリフト(対象: 検査員) 特定自主検査者資格取得研修: 締固め機械(対象: 事業内検査者)						
7	玉掛け技能講習 高所作業車運転技能講習 有機溶剤作業主任者技能講習 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習 研削といし取替業務(自由研削用)特別教育 アーク溶接等業務(学科)特別教育 フルハーネス型墜落制止器具特別教育 テールゲートリフター操作業務 クレーン運転業務(学科)特別教育 保護具着用管理責任者 職長・安全衛生責任者教育 第1種衛生管理者試験受験準備講習	安全衛生推進者初任時教育 足場の組立て等特別教育 現場管理者統括管理講習 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 酸素欠乏・硫化水素特別教育 振動工具取扱い作業従事者教育 玉掛け技能講習 斜面の点検者に対する安全教育 一般建築物石綿建材調査者講習	<安全衛生教育> [随時開催] フォークリフト運転業務従事者安全教育 作業指揮者講習 安全衛生推進者能力向上教育(初任時) 積卸し作業指揮者に対する安全教育 荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育 上記安全衛生教育については受講希望者が20名以上であれば個別の実施も対応いたしますので、お問い合わせください。	刈払機取扱い作業者安全教育講習 伐木等業務の特別教育講習				特定自主検査者資格取得研修: 整地・運搬・積込み～不整地(対象: 事業内検査者)						
8	ガス溶接技能講習 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習 石綿作業主任者技能講習 粉じん作業特別教育 職長・安全衛生責任者教育 職長能力向上教育	高所作業車運転技能講習 刈払機取扱い作業者安全教育 車両系建設機械(整地等)運転技能講習 職長・安全衛生責任者教育 石綿作業従事者特別教育 施工管理者等のための足場の点検実務者研修 職長・安全衛生責任者能力向上教育 小型車両系建設機械(整地等)運転特別教育		刈払機取扱い作業者安全教育講習 伐木等業務の特別教育講習			採石のための掘削作業主任者技能講習会[(一社)日本砕石協会九州地方本部(於: 福岡市)]		安全教育: クレーン機能付油圧ショベル					
9	玉掛け技能講習 床上操作式クレーン運転技能講習 有機溶剤作業主任者技能講習 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習 低圧電気取扱い業務(学科)特別教育 化学物質管理者養成講習 職長・安全衛生責任者教育 ゼロ炎運動KYTトレーナー研修会	足場の組立て等作業主任者技能講習 車両系建設機械(解体用)運転技能講習 小型移動式クレーン運転技能講習 フルハーネス型特別教育 車両系建設機械(整地等)安全衛生教育	伐木等業務の特別教育講習 作業計画作成安全衛生教育					足場の組立て等作業主任者技能講習 実務研修: 記録表作成、座学コース 特定自主検査資格取得研修: 高所作業車(対象: 検査員)						
休 止														
備 考	<p>1 九州安全衛生技術センター(TEL 0942-43-3381)において行う各種受験の受験申請書は佐賀労働局並びに最寄りの労働基準監督署のほか、佐賀県労働基準協会において頒布しております。</p> <p>2 各種技能講習・安全衛生教育等についての問い合わせ、申し込みはそれぞれの実施機関に連絡して下さい。なお、本計画表は、佐賀労働局ホームページに掲載しておりますのでご利用ください。</p>													



令和6年度技能講習・安全衛生教育等実施計画表

実施 期間	(一社)佐賀県労働基準協会 〒845-0031 小城市三日町堀江1721 TEL 0952-37-8277 FAX 0952-37-8278	建設労働災害防止協会 佐賀県支部 〒840-0041 佐賀市城内2-2-37 TEL 0952-26-2779 FAX 0952-26-2789	陸上貨物運送事業労働災害 防止協会 佐賀県支部 〒849-0921 佐賀市高木瀬西3-1-20 TEL 0952-30-3456 FAX 0952-31-8441	林業、木材製造労働災害防止協会 佐賀県支部 〒840-0027 佐賀市本庄町本庄278-4 TEL 0952-23-6181 FAX 0952-29-2187	(一社)日本ボイラ協会 福岡支部 〒812-0013 福岡市博多区新薬町1-2811 吉こ博多ビル4階 TEL092-710-5225 FAX092-710-7703	佐賀県石材工業協同組合 〒840-0041 佐賀市城内2-2-37 TEL 0952-23-2202 FAX 0952-29-2376	佐賀県建設労働組合連合会 〒849-0936 佐賀市鍋島町藤田469-1 TEL 0952-30-8121 FAX 0952-30-8123	(公社)建設後援車両安全 技術協会 佐賀県支部 〒849-1301 鹿島市常広139-2 TEL 0954-62-6315 FAX 0954-62-6368	キャピラール九州(株) 佐賀教育センター 〒849-0202 佐賀市久保田町大学久富2044 TEL 0952-68-2133 FAX 0952-68-2135	(有)富士自動車学校 〒840-0514 佐賀市富士町内野442-4 TEL 0952-61-0150 FAX 0952-63-0088	日本機械教育所(株) 〒648-0072 和歌山県橋本市東家6丁目5-22 TEL 0736-33-2830 FAX 0736-33-2829	鶴ハウジングエージェンシー 〒160-0023 東京都新宿区西新宿7丁目16番6号 TEL 03-3361-4076 FAX 03-3361-2852
10	玉掛け技能講習 小型移動式クレーン運転技能講習 フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 クレーン運転業務(学科)特別教育 職長・安全衛生責任者教育 管理監督者・労務担当者講習 第一種衛生管理者受験準備講習 外国人実習制度関係者養成講習	地山掘削・土止め安設作業主任者技能講習 玉掛け技能講習 締固め用機械(ローラー)運転特別教育 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習 不整地運搬車運転技能講習	<技能講習> 実施月日:10月 フォークリフト運転技能講習 (佐賀・伊万里・唐津) <技能講習> 実施月日:11月 フォークリフト運転技能講習 (佐賀・伊万里・武雄) ショベルローダー等運転技能講習 (佐賀) <技能講習> 実施月日:12月 フォークリフト運転技能講習 (佐賀・伊万里) はい作業主任者技能講習(佐賀)	ボイラ実技講習 (佐賀市)	一般粉じん関係公害防止管理者 資格認定講習会(一社)日本砕 石協会(於:福岡市)	能力向上教育:フォークリフト	<技能講習> 車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)運 転技能講習 車両系建設機械(解体用)運転技能講習 不整地運搬車運転技能講習 玉掛け技能講習 小型移動式クレーン運転技能講習 高所作業車運転技能講習 フォークリフト運転技能講習 ガス溶接技能講習 (毎月実施)	[毎月実施] <技能講習> フォークリフト運転技能講習 玉掛け技能講習 小型移動式クレーン運転技能講習				
11	玉掛け技能講習 高所作業車運転技能講習 ガス溶接技能講習 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 有機溶剤作業主任者技能講習 研削といし取替業務(自由研削用)特別教育 アーク溶接等業務(学科)特別教育 低圧電気取扱業務(学科)特別教育 安全管理者選任時研修 職長・安全衛生責任者教育 職長能力向上教育	小型移動式クレーン運転技能講習 職場環境改善実施担当者講習 フルハーネス型特別教育 車両系建設機械(整地等)運転技能講習 テールゲートリフター特別教育 職長・安全衛生責任者教育 施工管理者等のための足場の点検実務者研 修	テールゲートリフター特別教育(佐賀) <技能講習> 実施月日:1月 フォークリフト運転技能講習 (佐賀・伊万里) <技能講習> 実施月日:2月 フォークリフト運転技能講習 (佐賀 運転免許なしを含む) フォークリフト運転技能講習 (伊万里 運転免許なしを含む) フォークリフト運転技能講習 (武雄) <技能講習> 実施月日:3月 フォークリフト運転技能講習 (佐賀・伊万里・唐津)		探石業務管理者講習会(予定)	特定自主検査資格所得研修:フォークリフ ト (対象:事業内検査者) 能力向上教育:整地・運搬・積込み・不整 地	<特別教育> 小型車両系建設機械(整地等)特別教育 (10月、11月、12月、1月、2月、3月実施) 締固め用機械(ローラー)特別教育 (10月、1月実施) 小型フォークリフト特別教育 (10月、1月実施) クレーン(5t未満)特別教育 (11月、3月実施) 伐木作業(チェーンソー)特別教育 (11月、2月実施) 伐木作業(チェーンソー)特別教育【補講】 (11月、2月実施) 石綿取扱い作業従事者特別教育 (10月、3月実施) アーク溶接(実技含む)特別教育 (12月、2月実施) 粉じん作業特別教育 (10月実施) 自由研削砥石(グラインダ)特別教育 (12月、2月実施) 巻上げ機(ウインチ)特別教育 (11月、3月実施) 酸素欠乏危険場所作業特別教育 (11月、3月実施) 低圧電気取扱い特別教育 (10月実施) フルハーネス型墜落制止用器具作業特別教育 (10月、1月実施)					
12	玉掛け技能講習 特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習 石綿作業主任者技能講習 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習 フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 安全衛生推進者養成講習教育 化学物質管理者養成講習 職長・安全衛生責任者教育	一般建築物石綿建材調査者講習 玉掛け技能講習 コンクリート構築等作業主任者技能講習	フォークリフト運転業務従事者安全教育 (佐賀) <技能講習> 実施月日:3月 フォークリフト運転技能講習 (佐賀・伊万里・唐津)	ボイラ取扱技能講習 (佐賀市)								
1	玉掛け技能講習 高所作業車運転技能講習 小型移動式クレーン運転技能講習 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 有機溶剤作業主任者技能講習 研削といし取替業務(自由研削用)特別教育 職長・安全衛生責任者教育	玉掛け技能講習 フルハーネス型特別教育 職長・安全衛生責任者教育	テールゲートリフター特別教育(佐賀) <安全衛生教育> [随時開催] フォークリフト運転業務従事者安全教育 作業指揮者講習 安全衛生推進者能力向上教育(初任時)									
2	玉掛け技能講習 プレス作業主任者技能講習 アーク溶接等業務(学科)特別教育 低圧電気取扱業務(学科)特別教育 フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 クレーン運転業務(学科)特別教育 化学物質管理者養成講習 職長・安全衛生責任者教育	小型移動式クレーン運転技能講習	積卸し作業指揮者に対する安全教育 荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全 教育 上記安全衛生教育については受講希望者が 20名以上であれば個別の実施も対応いたし ますので、お問い合わせください。									
3	玉掛け技能講習 乾燥設備作業主任者技能講習 研削といし取替業務(自由研削用)特別教育 職長・安全衛生責任者教育											
休 止												
備 考	1 九州安全衛生技術センター(TEL 0942-43-3381)において行う各種受験の受験申請書は佐賀労働局並びに最寄りの労働基準監督署のほか、佐賀県労働基準協会において配布しております。 2 各種技能講習・安全衛生教育等についての問い合わせ、申込みはそれぞれの実施機関に連絡してください。なお、本計画表は、佐賀労働局ホームページに掲載していますので、ご利用ください。											

ストップ・ザ・交通労働災害！



交通労働災害防止は、運転者個人の自覚が基本ですが、運転者への事故防止のための対策を講ずることは事業者の責務でもあります。労使一体となった交通労働災害防止対策を推進しましょう。

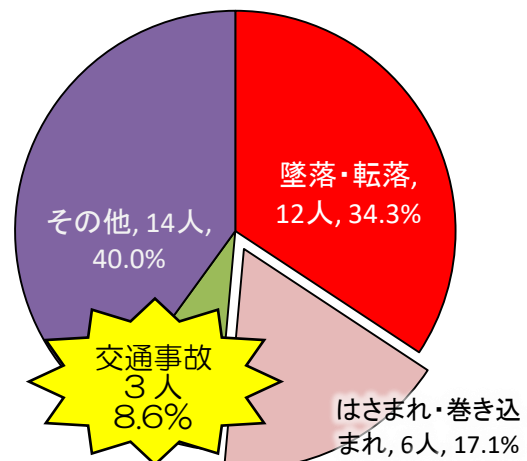
- 1 管理体制を整備して、会社ぐるみで取り組みましょう。
- 2 無理のない走行計画にしましょう。
- 3 雇入時教育は確実に、日常教育は運転記録等を活用して行いましょう。
- 4 健康診断を確実に実施しましょう。
- 5 荷主・元請事業者の皆さんも協働して取り組みましょう。

死亡労働災害の約1割が、「交通事故」！

過去5年間（令和元年から令和5年まで）の佐賀県内における交通労働災害(交通事故)による死亡者数(3人)は、全産業の死亡労働災害(35人)の約1割を占めており死亡原因の3位となっています。

交通労働災害をなくすため、「交通労働災害防止ガイドライン」で示した対策を講じ、プロドライバーとしての自覚を育てましょう。

佐賀労働局における過去5年間
(令和元年～令和5年)の死亡労働災害発生状況



厚生労働省 佐賀労働局・各労働基準監督署

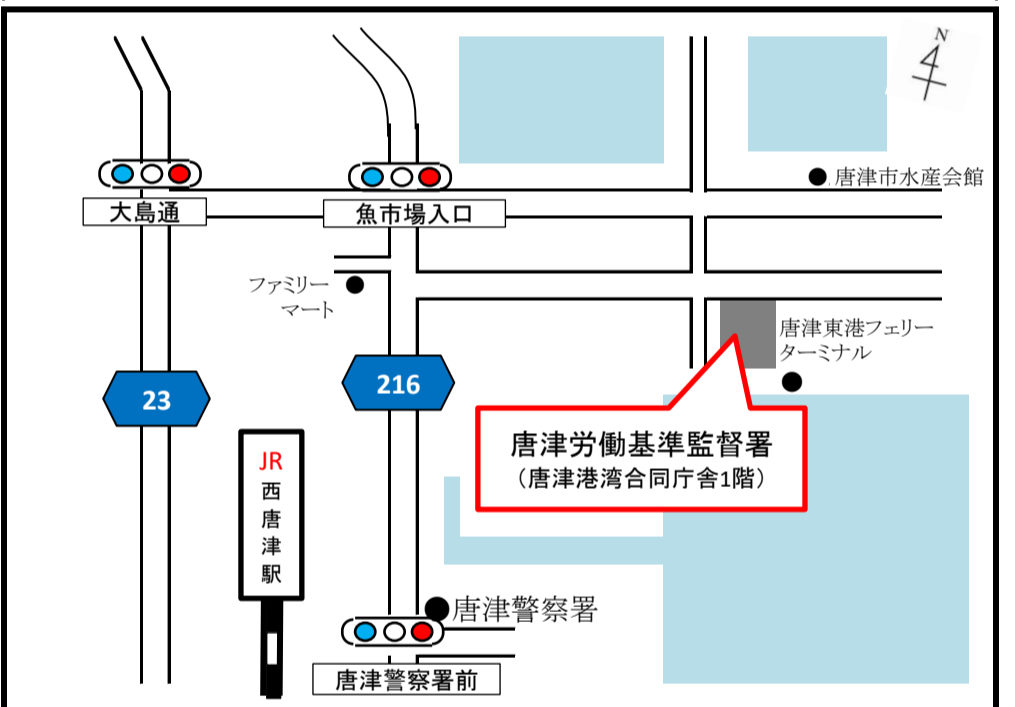
佐賀労働局・各労働基準監督署の 案内図及び所在地・連絡先



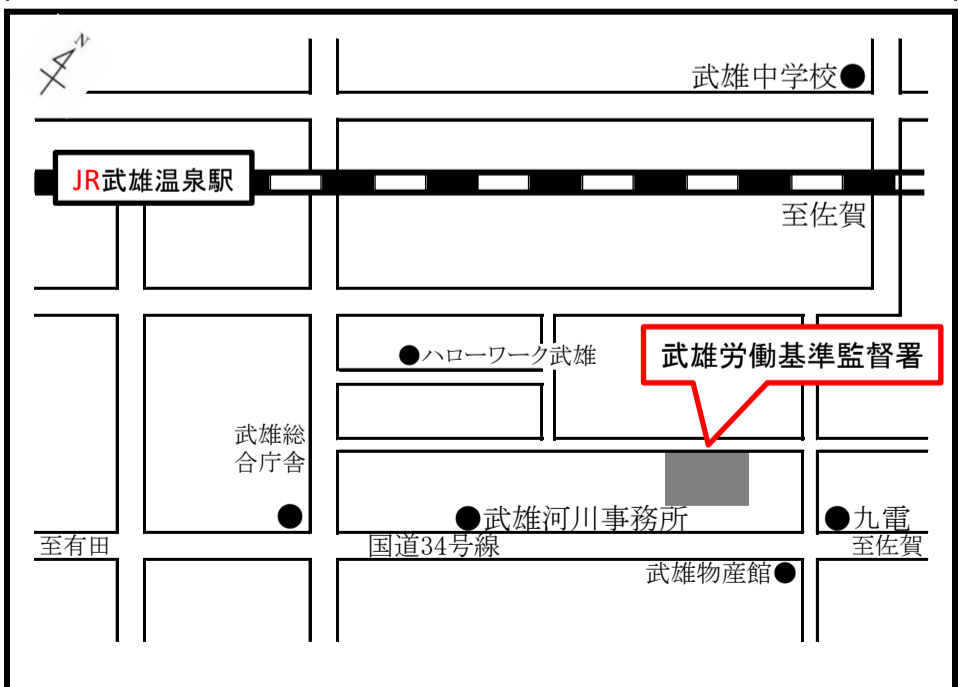
佐賀労働局 tel:0952-32-7155
〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 健康安全課(ダイヤルイン)
(佐賀第二合同庁舎 4~6階) tel:0952-32-7176

方面(労働条件、解雇、賃金) tel:0952-32-7133
安全衛生課(安全・健康確保) tel:0952-38-5411
佐賀労働基準監督署 労災課(労災補償) tel:0952-32-7141
〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 総合労働相談コーナー
(佐賀第二合同庁舎 3階) tel:0952-32-7189

唐津労働基準監督署 tel:0955-73-2179
〒847-0861 唐津市二タ子3丁目214-6
(唐津港湾合同庁舎 1階)



武雄労働基準監督署 tel:0954-22-2165
〒843-0023 武雄市武雄町昭和758



伊万里労働基準監督署 tel:0955-23-4155
〒848-0027 伊万里市立花町大尾1891-64

